

平成28年3月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

平成28年3月23日午後3時30分より太子町教育委員会を役場B301会議室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・委員長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について

第6. 議 事

議案第21号 平成28年度太子の教育について

議案第22号 太子町教育委員会行政組織規則の一部改正について

議案第23号 太子町教育委員会文書取扱規程の一部改正について

議案第24号 太子町教育委員会公印規則の一部改正について

議案第25号 太子町学びの集い事業実施要綱の一部改正について

議案第26号 太子町立図書館運営規則の一部改正について

議案第27号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則  
の一部改正について

議案第28号 太子町多子世帯幼稚園保育料軽減事業実施要綱の廃止に  
ついて

議案第29号 太子町適応指導教室設置要綱の制定について

議案第30号 寄附の申立てに対する採納の可否について

議案第31号 学校指定の変更申立てに関する専決処理について

議案第32号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第33号 区域外就学の承諾について

議案第34号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員長 三浦 淳子

委員 福田幸代・福田敏博・圓尾健太郎・寺田寛文

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教育次長 宗野 祐幸

管理課長 首藤 武司

社会教育課長 渡邊 寧

管理課係長 福井 照子

- 委員長 こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より平成28年3月の定例委員会を始めさせていただきます。本日は、町内幼稚園の修了式にご出席いただきお疲れ様でした。では、よろしくお願いいたします。
- 一同 よろしくお祈りします。
- 委員長 それでは、お手元の会議日程をご覧ください。2番、前回の定例会議の会議録についてご承認いただけますか。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 異議なしですので、会議録は承認されました。署名を福田敏博委員と圓尾委員にお願いします。続いて3番、本日の会議録の署名委員に福田幸代委員と寺田委員を指名させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。
- 次に、本日の第31号議案から第34号議案につきましては個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 各委員 はい、結構です。
- 委員長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

#### ●行事結果および行事予定報告

- 委員長 それでは4番の行事結果および行事予定について説明をお願いします。
- 管理課長 それでは行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
- <2・3・4月の行事結果並びに行事予定説明>
- 委員長 2・3・4月の行事結果と行事予定について説明していただきましたが、これについて何かご意見ご質問等はありませんか。
- 委員 5月の小学校の運動会ですが、雨天時は翌日ですか。
- 管理課長 確認して次回教育委員会にて報告させていただきます。
- 委員長 他にご質問等ありませんか。
- 無いようですので、それでは、続いて5番の教育長報告をお願いします。

#### ●教育長報告

- 教育次長 それでは教育長報告でございます。
- 6ページをお開きください。今月の教育長報告は2件でございます。1件目は太子町教育委員会後援名義使用許可についてでございます。2件目は平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数についてでございます。
- 1件目、太子町教育委員会後援名義使用許可についてでございます。
- 8ページをお開きください。申請者はたいしウインドアンサンブル代表 栄藤竜太氏。事業名は第6回定期演奏会、実施日は平成28年9月4日(日)、実施場所は文化会館で

ございます。詳細は9ページをご参照ください。続きまして、2件目、申請者は石海ジュニアバレーボールクラブスポーツ少年団代表 小山均氏。事業名は石海JVC45周年・全国大会出場記念大会、実施日は平成28年4月2日(土)、3日(日)、実施場所は太子町民体育館でございます。詳細は11ページをご参照ください。

以上で資料1の報告を終わります。

委員長

ありがとうございます。

後援名義使用許可申請について、ご意見、ご質問等ございますか。

無ければ承認させていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員

結構です。

委員長

それでは承認します。

教育次長

14ページをお開きください。続きまして、2件目、平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数についてでございます。

〈平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について説明〉

以上でございます。

委員長

分かりました。何かご質問等ございますか。

ご質問が無いようでしたら次に議事に移ります。

## ●議案

管理課長

〈第21号議案「平成28年度太子の教育について」朗読〉

18ページから37ページをご覧ください。

前回教育委員会において配付させていただきましたが、内容をご覧いただいて何かご質問等ございますか。

委員

30ページ16番の②で社会教育主事の配置とありますが、27ページ10番には指導主事の配置というのがありません。これは載せなくていいんですか。

管理課長

そうですね。⑥として指導主事の配置というのを載せさせていただきます。

委員長

他にご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第21号について、指導主事の配置を追加したうえで、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて22号議案をお願いします。

社教課長

〈第22号議案「太子町教育委員会行政組織規則の一部改正について」朗読〉

新旧対照表をご覧ください。

〈太子町教育委員会行政組織規則の一部改正について説明〉以上でございます。

委員長

ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

委員

文化会館は文化会館という名前なんですね。

社教課長

言ってみれば、文化会館課ということです。他の名前も考えていたんですが、文化会館でいこうということになりました。

教育次長 あの一帯がふるさと文化村ということで作られましたので、いずれは図書館や歴史資料館も含めて文化会館ということで、その時には課名も変更しようと考えております。

委員 それなら今回変更してもよかったんじゃないですか。それはいつ頃ですか。

教育次長 いずれは、ということでございます。

委員長 他にご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 22 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて 23 号議案をお願いします。

社教課長 <第 23 号議案「太子町教育委員会文書取扱規程の一部改正について」朗読>  
<太子町教育委員会文書取扱規程の一部改正について説明> 以上でございます。

委員長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 23 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて 24 号議案をお願いします。

社教課長 <第 24 号議案「太子町教育委員会公印規則の一部改正について」朗読>  
<太子町教育委員会公印規則の一部改正について説明> 以上でございます。

委員長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 24 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて 25 号議案をお願いします。

社教課長 <第 25 号議案「太子町学びの集い事業実施要綱の一部改正について」朗読>  
<太子町学びの集い事業実施要綱の一部改正について説明> 以上でございます。

委員長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 25 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて 26 号議案をお願いします。

社教課長 <第 26 号議案「太子町立図書館運営規則の一部改正について」朗読>  
48 ページをお開きください。

<太子町立図書館運営規則の一部改正について説明>

2 月末の登録者数でいきますと、太子の図書館で登録されている町内在住、在勤、在学以外の数は、合計で 279 人。内訳は姫路市の方が 200 人、たつの市の方が 63 人となっ

ております。

以上でございます。

委員 長

ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 26 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

委員 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて 27 号議案をお願いします。

社教課長

<第 27 号議案「太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」朗読>

<太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について説明>

以上でございます。

委員 長

ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

委 員

属する月を削って、地域交流館に合わせるんじゃなくて、文化会館に合わせるんですね。

社教課長

はい。と、いうのも応答月にすると毎月 1 日に窓口が大変混雑してしまいますので、応答月ではなく応答日にしております。

委 員

わかりました。

委員 長

他にご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 27 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

委員 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて 28 号議案をお願いします。

管理課長

<第 28 号議案「太子町多子世帯幼稚園保育料軽減事業実施要綱の廃止について」朗読>

54 ページをお開きください。

<太子町多子世帯幼稚園保育料軽減事業実施要綱の廃止について説明>

子ども子育ての関係で、今まで幼稚園保育料は管理課で要綱を定め、保育園保育料は社会福祉課で要綱を定めていたものを、一本化して「多子世帯保育所保育料軽減事業実施要綱」として改正したため、管理課の要綱を廃止するものでございます。

以上でございます。

委員 長

ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

委 員

無くなるんですか。

管理課長

いいえ、幼稚園の保育料が子ども子育て支援法の関係で、本町でも社会福祉課で一本で定められているのと同じで、制度はありますが社会福祉課の要綱に一本化しただけです。

委 員

わかりました。

委員 長

他にご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 28 号について、原案を適当

と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

管理課長 続いて 29 号議案をお願いします。

管理課長 <第 29 号議案「太子町適応指導教室設置要綱の制定について」朗読>  
56 ページから 58 ページをご覧ください。

<太子町適応指導教室設置要綱の制定について説明>  
2 名の指導員を置いて指導にあたります。

この事業を利用する方につきましては、学校とよく相談して、病弱で不登校であるとか  
怠学で不登校であるとかではなく、適応指導教室に入級して何らかの支援によって復  
帰が目指せる方ということで学校と調整していきたいと思えます。時間も 9 時から午  
後 1 時までということにさせていただいておりますが、実態に合わせて体制を臨機応  
変に変えていければと思っております。この要綱は各市町の要綱を参考に作らせてい  
ただいております。以上でございます。

委員長 ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

管理課長 定員とかは決まっていないんですか。

管理課長 定員はございません。ただ、大人数になると、ということもありますので 4 月以降にど  
うなるかというところです。

委員長 ここに来れば学校に行っていることになりますか。

管理課長 出席日数には入ります。

教育長 30 日を越えれば不登校上の欠席になりますので、4 月 5 月は少ないんですが、秋になり  
冬になり 3 月になれば町内で 60 数名の不登校児童生徒がおります。けれども、学校へ  
は行けて保健室登校や別室登校の子はまだ軽いんです。そこまで来られますから。あ  
と一歩、普通教室に入れられない子が多いです。先程課長が申しましたように、怠学で学  
校へ行かない子は別として、本当に学校へ行きたいけれども気持ちが乗らないとか、  
エネルギーが出てこないとかいう子がいるんです。そういう子達を預かってなんとか  
復帰できる力を伸ばしてやればなという意図でこれが作られたわけです。

委員長 小学校から中学校の子ですか。

教育次長 はい、そうです。

委員長 一つの教室にみんなが入るということですか。

教育次長 はい。

委員長 自主学习みたいな感じですか。それとも先生が指導されるんですか。

管理課長 その子の状態によって、自分でドリルをしたりというような前向きな子については、そ  
ういう指導をしますし、勉強よりもまずは出てきてくれというような子にはちょっと  
したゲームとかを取り入れてということなんです。

委員長 社協でもそのような事をされていますね。勉強ではなく、まずはゲームの方からという  
ような。

管理課長 まず、家から出るということなんです。

委員長 社協でも何かされていると聞いたんですが、何ができるのと聞いたらゲームだと。まず

は家から出すという形を取られているということを知りました。役場もそういう感じからなるんですね。

管理課長

それから慣れてくれれば徐々に。理想としてはなりません。

委員長

そうすると、こちらでもよし、社協でもできると。社協のボランティアでも、不登校の子に何ができると聞くとゲームならできる、それなら出てくるということでされると聞きました。そのような類のものだと思っておけばいいわけですか。

管理課長

社協の方では出席扱いとかそういうものではないと思いますので、基本的にはそういう子はこちらへ来ていただいて、社協のボランティアと体育館と一緒に活動してもらうとかそういったことも状況を見てカリキュラムの中に取り入れていきたいという風には思っております。

委員

指導員の人数も臨機応変にいくんですか。

管理課長

とりあえずは、2名体制でスタートしたいと思っております。

教育長

逆に来てくれればありがたいんですが、何名来るか分からないと。

委員

学校に行けない子ですよ。少しでも減ればね。

教育次長

そうです。

教育長

そうです。太子は多いです。地域で支えあうという、どないしよん？とか声を掛けるとかいうのがあれば皆に見守ってもらってるというのがあるしで、地域性で転出入が多いですから、そういうのがちょっと欠けてるのかなと。原因は分かりませんよ。原因が分かれば早いんですけども。

委員長

他にご質問等ありませんか。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第26号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。4月から順調にいつ皆が学校に戻れるようになればいいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

続いて30号議案をお願いします。

管理課長

<第30号議案「寄附の申し出に対する採納の可否について」朗読>

60ページをお開きください。本日お配りしております追加資料と併せまして、6校園から申し出がされております。

まず、1件目、寄附申出人龍田幼稚園PTA、品目はアンプ一式、価格は74,520円、原資は資源回収です。

64ページをお開きください。

寄附申出人は斑鳩幼稚園PTA、品目は貸し出し絵本55冊、トランポリン3台、餅つき機1台、トイレマット1枚、コンプレッサー1台、室内掃除機1台、価格は193,631円、原資はバザー・資源回収、ベルマーク資金です。

67ページをお開きください。

寄附申出人は太子西中学校平成27年度卒業生保護者、品目は合唱用ひな段1、価格は182,000円、原資は卒業記念品です。

寄附申出人は龍田小学校平成 27 年度卒業生保護者、品目は共同制作ウエルカムロゴボード 1、価格は 49,000 円、原資は卒業記念品です。

寄附申出人は太子東中学校平成 27 年度卒業生保護者、品目は折りたたみパイプ椅子 107 脚、価格は 309,123 円、原資は卒業記念品です。

寄附申出人は斑鳩小学校平成 27 年度卒業生保護者、品目は図書室ソファユニット一式、たたみマット一式、価格は 104,000 円、原資は卒業記念品です。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。寄附採納届一覧表について説明を受けました。

たくさんいただいて、皆さん活用していただけたらと思います。

お聞きいただいてご質問等あればどうぞ。

教育次長 卒業式で展示してありましたね。

委員長 他にご質問等ありませんか。

無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第 30 号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。続いて第 31 号議案をお願いします。

管理課長 <第 31 号議案「学校指定の変更申立てに関する専決処理について」朗読>

<第 32 号議案「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」朗読>

<第 33 号議案「区域外就学の承諾について」朗読>

<第 34 号議案「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」朗読>

以上 4 議案については個人情報保護のため非公開

委員長 本日の議案日程に基づいて議事も全て終了しましたが、その他ということで何かありますか。

教育長 <平成 27 年度卒業後の進路状況について説明>

委員長 それでは、他に何かご質問、ご意見等ありますか。無いようですので、以上で 3 月定例教育委員会を閉会いたします。

平成 28 年 3 月 23 日 午後 5 時 45 分閉議